

◆ ニュースレター おおば ◆

平成27年6月号

テーマ 『戦後日本再発見』

○：「戦後史の正体」（孫崎亨著・創元社刊）、「日米地位協定入門」（前泊博盛編者・創元社刊）を読んで様々な問題点が見えてきたところ、これら「戦後再発見」V双書」の企画・編集責任者である矢部宏治氏自ら筆を執った「日本はなぜ、「基地」と「原発」を止められないのか」集英社インターナショナル刊、が刊行された。

○：最近の安保法制問題で政府が引き合いに出す「砂川裁判」最高裁判決については、当時の最高裁判所長官が駐日アメリカ大使から指示と誘導を受けながら在日米軍の権利を全面的に肯定する判決を書き、在日米軍の治外法権状態が確定してしまった。以来、「統治行為論」（高度な政治的問題については最高裁は憲法判断をしない）でよいとする考え方が日本では定着し、「アメリカとの条約群」が「憲法を含む日本の国内法」より上位に位置する形が確定してしまった。

いわゆる安保法体系が日本の国内法より上位に位置することで戦後日本が運営されてきた、と矢部氏は指摘する。

○：日本の空が米軍に支配されている、という突飛に聞こえるが、「最低高度」や「制限速度」「飛行禁止区域」など航空法の定めが米軍機には「適用除外」となっていることが「日米地位協定と国連軍地位協定の実施にともなう航空法の特例に関する法律」で決まっていると聞くと、治外法権状態が腑に落ちる。

○：二〇〇四年の沖繩国際大学への米軍ヘリ墜落事故の際、米兵が直ちに事故現場を封鎖したテレビ画面を覚えているが、これも米軍は日本の警察などの立ち入りを拒否する法的権利をもっているからで、日米行政協定による取り決めで、「合衆国の財産について、捜索、差し押さえ、または検証を行う権利を（日本国は）行使しない」

ことになっている。これは米軍基地内だけでなく、事故が起きればアメリカ政府の財産がある場所は一瞬にして治外法権エリアになることを意味しており、北海道内でも起こりうることだ。

○：最近の安保法制問題を考える時、改めて終戦前後の国内外の状況、憲法制定の経過と内容、冷戦とその後の世界情勢を考え、そして何より、日本はどんな国を目指し、どんな安全保障体制を構築するのか、冷静な議論が必要だと痛感する。

○：大西洋憲章、ダンバートン・オークス提案、ポツダム宣言、国連憲章、日本国憲法の一連の流れの中で大戦後の枠組み、世界秩序構築が目指されたが、共産主義の台頭・冷戦は世界平和構築の理想を変容させ、今やテロという新たな脅威も存在する。その中で日本は今も国連憲章の「敵国条項」が適用されている。同じ「敵国条

項」に位置付けられながらドイツに対しては「敵国条項」は死文化されたと言われる。ドイツは長く苦しい戦略的な外交努力の末、戦後49年目にして本当の意味での独立を回復することができた。また、フィリピンは憲法改正によって米軍の完全撤退を果たし、その後、フィリピン主権下で米軍駐留を認めている。

○：本書では原発問題についても日米原子力協定の存在から、脱原発などはアメリカの了承がないと日本の意向だけではやめられないと指摘している。「週刊金曜日」には弁護士の異論が載ったので、この指摘が正しいかどうか直ちに判断がつかないが、日米原子力協定抜きに脱原発は考えられない。

○：敗戦、終戦処理では天皇の存在も大きい。歴史を直視することとは、見たくないことも見、考えたくないことも考えなければなら

ない。きちんと見てこなかった結果が、今回の安保法制の混乱を招いていると感じる。戦後史を見直すのに本書は多くのヒントを与えてくれる。